

学校法人明治学院寄附行為

昭和26年 3月 5日	変更認可
昭和34年10月12日	一部変更認可
昭和38年 1月28日	一部変更認可
昭和40年 1月25日	一部変更認可
昭和40年 2月27日	一部変更認可
昭和41年 1月25日	一部変更認可
昭和51年12月22日	一部変更
昭和55年11月28日	一部変更
昭和59年 3月29日	一部変更認可
昭和60年12月25日	一部変更認可
平成元年12月22日	一部変更認可
平成 2年 3月19日	一部変更認可
平成 5年 9月 6日	一部変更認可
平成 8年 2月21日	一部変更認可
平成 8年 3月 5日	一部変更認可
平成11年10月22日	一部変更認可
平成14年 5月31日	一部変更認可
平成15年11月27日	一部変更認可
平成16年12月 8日	一部変更認可
平成17年 3月31日	一部変更認可
平成18年 4月 1日	一部変更届出
平成19年 4月 6日	一部変更届出
平成20年 6月17日	一部変更届出
平成20年 9月22日	一部変更認可
平成21年10月30日	一部変更認可
平成23年 4月14日	一部変更届出
平成24年 4月13日	一部変更届出
平成25年 2月18日	一部変更認可
平成25年 4月 9日	一部変更届出
平成25年 9月30日	一部変更認可
平成26年10月31日	一部変更認可
平成29年 3月28日	一部変更届出
平成30年 3月28日	一部変更届出
令和 2年 3月16日	一部変更認可
令和 4年 7月12日	一部変更認可
令和 5年 2月16日	一部変更認可

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人明治学院と称する。

(事務所)

第2条 この法人の事務所は、東京都港区白金台一丁目2番37号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法および学校教育法に従い、福音主義のキリスト教に基づいて、教育事業を経営することを目的とする。

2 その教義の基準は、日本基督教団の信仰告白に準拠する。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達するために次の学校を設置する。

(1) 明治学院大学 大 学 院 文学研究科 経済学研究科

	社会学研究科	法学研究科
	国際学研究科	心理学研究科
	法と経営学研究科	
文 学 部	英文学科	フランス文学科
	芸術学科	
経 済 学 部	経済学科	経営学科
	国際経営学科	
社 会 学 部	社会学科	社会福祉学科
法 学 部	法律学科	政治学科
	消費情報環境法学科	
	グローバル法学科	
国 際 学 部	国際学科	国際キャリア学科
心 理 学 部	心理学科	教育発達学科

(2) 明治学院高等学校 全日制課程 普通科

(3) 明治学院東村山高等学校 全日制課程 普通科

(4) 明治学院中学校

第5条 (削除)

(キリスト者)

第6条 この法人の理事、監事および評議員は、キリスト信者であつて、第3条の目的を貫徹するのに適当な者でなければならない。

第2章 理事および理事会

(理事の構成および選任)

第7条 この法人に理事22名以上24名以内を置く。

2 理事は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 学院長

(2) 学長

(3) 大学副学長のうち、学長が推薦する者で理事会において選任したもの2名

(4) 大学学部長および教養教育センター長のうちから互選された者2名

(5) 校長2名

(6) 法人事務局長

(7) 評議員であつてこの法人の教職員でない者のうちから、評議員会において選任したもの2名

(8) キリスト教教師（宣教師を含む。）のうちから理事会において選任した者3名

(9) この法人の設置する学校の卒業生のうちから明治学院同窓会が推薦し、理事会において選任した者2名

(10) 学識経験者のうちから理事会において選任した者6名以上8名以内

3 前項第1号から第8号までに規定する理事は、各号記載の職または地位を退いたときは、理事の職を失うものとする。

4 第6条の規定にかかわらず、理事のうち次の各号に該当する者についてはキリスト信者でないものをもって充てることができる。ただし、第3条の目的を積極的に支持する者に限る。

(1) 学長

(2) 副学長のうち1名。ただし、学長がキリスト信者である場合は2名とすることができる。

(3) 学部長および教養教育センター長

(4) 法人事務局長

(5) 学識経験者のうちから理事会において選任した理事のうち1名

5 第2項第7号、第8号、第9号および第10号に規定する理事の選出方法は、「学校法人明治学院寄附行為施行細則」に定める。

(理事の任期)

第8条 理事（前条第2項第1号、第2号、第3号、第4号、第5号および第6号に掲げる者を除く。）の任期は、3年とする。ただし、補欠の理事の任期は、前任者の残任期間とする。

2 理事は、再任されることができる。

3 理事は、任期満了のあとにおいても、後任者が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

(理事長)

第9条 理事のうち1名は、理事の互選により、理事長となる。

- 2 理事長は、第6条に規定するキリスト信者でなければならない。
- 3 理事長は、この法人を総理し、法人を代表するとともに、理事会の議に基づく業務執行の責任を負う。
- 4 理事長に事故があるとき、または理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、またはその職務を行う。
- 5 第8条の規定は、理事長について準用する。
- 6 理事長の解任および退任は、第13条の規定を準用する。

(副理事長)

第9条の2 第7条第2項第7号、第8号、第9号および第10号による理事のうち、1名を副理事長として互選することができる。

- 2 副理事長は、理事長が理事長職を円滑に推進できるように理事長を補佐する。また、理事長の指示により、理事長の業務を代行する。
- 3 第8条の規定は、副理事長について準用する。
- 4 副理事長の解任および退任は、第13条の規定を準用する。

(総務担当理事)

第9条の3 第7条第2項第7号、第8号、第9号および第10号による理事のうち、1名を総務担当理事として互選することができる。

- 2 総務担当理事は、理事会の定めるところに従い、この法人の総務を統括する。
- 3 第8条の規定は、総務担当理事について準用する。
- 4 総務担当理事の解任および退任は、第13条の規定を準用する。

(財務理事)

第9条の4 第7条第2項第7号、第8号、第9号および第10号による理事のうち、理事会は財務理事1名を互選する。

- 2 財務理事は、理事会の定めるところに従い、この法人の財務を統括する。
- 3 第8条の規定は、財務理事について準用する。
- 4 財務理事の解任および退任は、第13条の規定を準用する。

(理事の代表権の制限)

第10条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事の補充)

第11条 理事のうち、その定数の5分の1を超える欠員が生じたときは、1ヵ月以内に補充しなければならない。

(理事会)

第12条 この法人の理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

(理事の解任および退任)

第13条 理事が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の3分の2以上の議決および評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定またはこの寄附行為に著しく違反したとき。
 - (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
 - (3) 職務上の義務に著しく違反したとき。
 - (4) 理事たるにふさわしくない重大な非行があったとき。
- 2 理事は次の事由によって退任する。
 - (1) 任期の満了
 - (2) 辞任
 - (3) 死亡
 - (4) 私立学校法第38条第8項第1号または第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(理事会の開会)

第14条 理事会は毎年度5月、7月、10月、12月、2月および3月に開会する。

- 2 前項の規定にかかわらず理事長が必要と認めたときは、臨時に開会するものとする。

(理事会の招集)

第15条 理事会は、理事長がこれを招集する。

2 理事長は、理事長を除く理事総数の5分の1以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から14日以内にこれを招集しなければならない。

3 理事長が第2項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

(理事会の成立)

第16条 理事会は、理事総数の3分の2以上の理事が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 前項の場合において、理事会に付議される事項について書面または電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

(理事会の議決)

第17条 理事会の議事は、法令またはこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の3分の2以上で決する。

2 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(理事会の審議事項)

第18条 理事会は、次の事項を審議処理する。

(1) 法人運営に関する基本方針

(2) 学院長の選任

(3) 第7条第2項第3号、第8号、第9号および第10号に掲げる理事の選任

(4) 第24条第2項第2号、第3号および第4号に掲げる評議員の選任

(5) 教職員の任免、給与の決定およびその職務に関する事項

(6) 毎年度の予算・事業計画および決算

(7) 資産の取得、管理および処分に関する重要事項

(8) 債権・債務の設定、寄付金品その他財務に関する重要事項

(9) 収益を目的とする事業に関する重要事項

(10) 寄附行為その他この法人の組織および運営に関する諸規則の制定および改廃

(11) 学則に関する事項

(12) 解散および合併

(13) 監事の報告および意見に関する事項

(14) 評議員会の意見に関する事項

(15) その他この法人の業務に関し、理事会が必要と認める事項

2 利益相反取引に関する承認の決議については、理事はそれぞれの意思を表明しなければならない。

3 理事会は、審議事項のうち、法令またはこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項および前項の承認決議以外の事項であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、常務理事会に決定を委任することができる。

(理事会の議事録)

第18条の2 議長は、理事会の開催の場所(当該場所に存しない理事または監事が理事会に出席した場合における当該の出席方法を含む。)および日時ならびに議決事項およびその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、寄附行為施行細則第7条により作成し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

(常務理事および常務理事会)

第19条 理事会は常務を処理するため、常務理事を置く。

2 理事会は、審議事項のうち、法令またはこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項および第18条第2項の承認決議以外の事項(ただし、第18条第3項により常務理事会に委任した事項を除く。)であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、常務理事に決定を委任することができる。

3 常務理事は、前項のほか理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。

4 常務理事は、理事のうち次の各号に掲げる者とする。

(1) 理事長、学院長、学長、副学長、校長および法人事務局長の職にある者。ただし、副学長にあっては学長が推薦する者で理事会において選任したもの1名(第6条に規定するキリスト信者1名とするが、学長がキリスト信者の場合はキリスト信者でないものをもって充てることができる。)

- (2) 第7条第2項第7号から第10号に掲げる理事のうちから互選された者 4名
- 5 常務理事（第4項第1号に掲げる者を除く。）の任期は1ヵ年とし、毎年度5月の理事会において選出する。
 - 6 前項の規定によって選出された常務理事に2名以上の欠員が生じたときは、次の理事会において後任者を選出しなければならない。後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 7 この法人の常務理事をもって組織する常務理事会を置く。
 - 8 常務理事会は理事長が招集する。
 - 9 理事長は常務理事会の議長となる。
 - 10 常務理事会は毎月1回以上開会することを原則とし、常務理事総数の3分の2以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
 - 11 常務理事会の議事は、法令またはこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した常務理事の3分の2以上で決する。
 - 12 常務理事会の決定事項および審議処理すべき事項については「学校法人明治学院寄附行為施行細則」に定める。
 - 13 理事長は、常務理事会で決定した事項および審議処理した事項を、理事会に報告しなければならない。

(学院長)

第20条 この法人に学院長を置く。

- 2 学院長は、建学の精神に基づいて、キリスト教教育の推進を図り、設置する学校の教育を統括し、学校間の連携を図る。
- 3 学院長は理事会において選任する。
- 4 学院長の任期は4年とし、任期中に学院長が欠けたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 第8条第2項ならびに第3項の規定は、学院長について準用する。
- 6 学院長の解任および退任は、第13条の規定を準用する。
- 7 学院長の職務は、以下の通りとする。
 - (1) 学院におけるキリスト教諸活動
 - (2) 学院における一貫教育
 - (3) 歴史資料館の委員等の委嘱その他歴史資料館の運営に関する事項および学院の歴史に関する事項
 - (4) その他学院のキリスト教教育に関する事項

第3章 監事

(監事の選任)

第21条 この法人に監事2名以上4名以内を置く。

- 2 監事は、この法人の理事、職員（学長（校長）、教員その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員または役員の配偶者もしくは3親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

(監事の任期、解任および退任)

第22条 監事の任期は、3年とする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 第8条第2項ならびに第3項の規定は、監事について準用する。
- 3 監事の解任および退任は、第13条の規定を準用する。

(監事の職務)

第23条 監事は、私立学校法第37条第3項の以下の職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況について監査すること。
- (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
- (4) この法人の業務もしくは財産の状況または理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2ヵ月以内に理事会および評議員会に提出すること。
- (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務もしくは財産または理事の業務執行に関し不正の行為または法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、または理事会および評議員会に報告すること。
- (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会および評議員会の招集を

請求すること。

(7) この法人の業務もしくは財産の状況または理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

- 2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会または評議員会の日とする理事会または評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会または評議員会を招集することができる。
- 3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令もしくは寄附行為に違反する行為をし、またはこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対して、当該行為をやめることを請求することができる。

第4章 評議員および評議員会

(評議員)

第24条 この法人に評議員45名以上49名以内を置く。ただし、評議員の総数は、理事総数の2倍を超えるものとする。

- 2 評議員は、次の各号に掲げる者とする。
 - (1) この法人の教職員のうちから互選された者 14名
 - (2) この法人の設置する学校を卒業した者で年令25年以上のものうちから明治学院同窓会が推薦し、理事会において選任した者 10名
 - (3) キリスト教教師（宣教師を含む。）のうちから理事会において選任した者 6名以上8名以内
 - (4) 学識経験者のうちから理事会において選任した者 15名以上17名以内
- 3 前項第1号および第3号に規定する評議員は、教職員またはキリスト教教師の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。
- 4 第6条の規定にかかわらず、評議員のうち次の各号に該当する者についてはキリスト信者でない者をもって充てることができる。ただし、第3条の目的を積極的に支持する者に限る。
 - (1) この法人の教職員のうちから互選された評議員のうち2分の1以内
 - (2) 明治学院同窓会が推薦し、理事会において選任した評議員のうち2分の1以内
 - (3) 学識経験者のうちから理事会において選任した評議員のうち2分の1以内

(評議員の任期、解任および退任)

第25条 評議員の任期は、3年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 第8条第2項ならびに第3項の規定は、評議員について準用する。
- 3 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。
 - (1) 法令の規定またはこの寄附行為に著しく違反したとき。
 - (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
 - (3) 職務上の義務に著しく違反したとき。
 - (4) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。
- 4 評議員は次の事由により退任する。
 - (1) 任期の満了
 - (2) 辞任
 - (3) 死亡

(評議員会)

第26条 この法人の評議員をもって組織する評議員会を置く。

(評議員会の招集)

第27条 評議員会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内にこれを招集しなければならない。

(評議員会の議長)

第28条 評議員会に議長を置く。議長は、評議員会において評議員のうちから選任する。

(評議員会の開会)

第29条 評議員会は、毎年度5月、10月および3月に開会する。

- 2 前項の規定にかかわらず理事長が必要と認めたときは、臨時に開会するものとする。

(評議員会の成立)

第30条 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決することができな

い。

2 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面または電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

(評議員会の議決)

第31条 評議員会の議事は、法令またはこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項において、議長は、評議員として議決に加わることができない。

3 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(諮問事項)

第32条 理事長は、次の事項については、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(1) 予算および事業計画

(2) 事業に関する中期的な計画

(3) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）および基本財産の処分ならびに運用財産中の不動産および積立金の処分

(4) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益および退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準

(5) 予算外の新たな義務の負担または権利の放棄

(6) 寄附金品の募集に関する事項

(7) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第33条 評議員会は、この法人の業務もしくは財産の状況または役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、もしくはその諮問に答え、または役員から報告を徴することができる。

(理事長および学院長の出席)

第34条 理事長および学院長は、評議員会に出席して、発言することができる。

第5章 資産および会計

(資産)

第35条 この法人の資産は、財産目録に記載したとおりとする。

(資産の区分)

第36条 この法人の資産は、これを分けて基本財産および運用財産の2種とする。

2 基本財産は、財産目録中の基本財産の部に記載する財産および将来基本財産に編入された財産をもって構成する。

3 運用財産は、財産目録中の運用財産の部に記載する財産および将来運用財産に編入された財産その他基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第37条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の4分の3以上の議決を得て、その一部に限り、処分することができる。

(経費の支弁)

第38条 この法人の設置する学校の経営する費用は、基本財産ならびに運用財産中の不動産および積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第39条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算および事業計画)

第39条の2 この法人の予算および事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が作成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも同様とする。

(予算外の新たな義務の負担または権利の放棄に関する重要事項)

第39条の3 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該

会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)についても同様とする。

(決算および実績の報告)

第39条の4 この法人の決算は、毎会計年度終了後の2ヵ月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2ヵ月以内に、決算および事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付および閲覧)

第40条 この法人は、毎会計年度終了2ヵ月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書および役員等名簿(理事、監事および評議員の氏名および住所を記載した名簿をいう。)を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準および寄附行為を各事務所に備え置き、請求のあった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除いて、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第40条の2 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

(1) 寄附行為もしくは寄附行為変更の認可を受けたとき、または寄附行為変更の届出をしたとき
寄附行為の内容

(2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容

(3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書および役員等名簿(個人の住所に係る記載の部分を除く。)を作成したとき これらの書類の内容

(4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

(役員の報酬)

第40条の3 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(資産総額の変更登記)

第41条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3ヵ月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第42条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第6章 解散および合併

(解散事由)

第43条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

(1) 理事会における理事総数の4分の3以上の議決および評議員会における評議員総数の4分の3以上の議決

(2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席理事の4分の3以上の議決および評議員会における出席評議員の4分の3以上の議決

(3) 合併

(4) 破産

(5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属)

第44条 この法人が解散した場合(合併または破産によって解散した場合を除く。)における残余財産は、解散のときにおける理事会において理事総数の4分の3以上の議決により選定した学校法人または教育の事業を行う公益社団法人もしくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第45条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の4分の3以上の議決および評議員会において評議員総数の4分の3以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第46条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において理事総数の4分の3以上の議決および評議員会において評議員総数の4分の3以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において理事総数の4分の3以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第8章 補則

(役員 の 損害賠償)

第46条の2 役員は、その任務を怠ったときは、学校法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

(責任の免除)

第46条の3 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、総評議員の同意を得て、免除することができる。

(責任の一部免除)

第46条の4 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として、寄附行為施行細則に定める手続に従って、評議員会の議決によって免除することができる。

(理事等による免除)

第46条の5 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として、寄附行為施行細則に定める手続に従って、理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

第46条の6 理事(理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事またはこの法人の職員でないものに限る。)または監事(以下この条において「非業務執行理事等」という。)が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金16万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

(公示の方法)

第47条 この法人の公告は、明治学院の掲示場に掲示してこれを行う。

(施行細則その他)

第48条 この寄附行為施行についての細則その他この法人およびこの法人の設置する学校の管理および運営に関し必要な事項は、理事会においてこれを定める。

(役員、評議員の任期に関する特例)

第49条 2020年6月1日以降に選任された、第7条第2項第7号から第10号に掲げる理事ならびに監事、評議員、理事長、総務担当理事および財務理事の任期は、第8条第1項、第22条第1項、第25条第1項、第9条第5項、第9条の3第3項および第9条の4第3項にかかわらず、2024年5月31日までとする。

付 則

1 この法人の組織変更当初の役員は、当分の間次のとおりとする。

理事長	富田 満	理事	エイチ・ディー・ハナフォード
理事	ジェー・シー・デマーク	理事	伊藤 立夫
理事	飯島 誠太	理事	三吉 務
理事	賀川 豊彦	理事	坂庭 吉雄
理事	村田 四郎	理事	鈴木 春
理事	里見 純吉		
理事	山本 忠興		

監事 工藤正平

監事 田上穰治

- 2 前項の役員は、組織変更後すみやかに新役員が選任されるまで、第6条及び第16条の規定にかかわらず、この法人の役員となる。
- 3 昭和40年4月1日より施行する理事及び評議員の定員改正により、新たに理事及び評議員となった者の任期は、他の理事及び評議員の任期満了の時と同時に満了する。
- 4 この寄附行為の改正は文部大臣の認可の日（昭和59年3月29日）から施行する。ただし、改正後の第6条、第7条第1項及び第20条の規定は昭和59年6月1日より施行する。
- 5 この寄附行為の改正は文部大臣の認可の日（昭和60年12月25日）から施行する。
（第2条第1項第1号に国際学部国際学科を追加。）
- 6 この寄附行為の改正は文部大臣の認可の日（平成元年12月22日）から施行する。
（第2条第1項第1号に文学部芸術学科、心理学科、法学部政治学科を追加。）
- 7 この寄附行為の改正は文部大臣の認可の日（平成2年3月19日）から施行する。
（第2条第1項第1号に大学院国際学研究科を追加。）
- 8 この寄附行為の改正は文部大臣の認可の日（平成5年9月6日）から施行する。
- 9 この寄附行為の改正は文部大臣の認可の日（平成8年2月21日）から施行する。
- 10 （施行期日）
平成8年3月5日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成8年4月1日から施行する。
（明治学院大学経済学部商学科および経済学部第二部商学科の存続に関する経過措置）
明治学院大学経済学部商学科および経済学部第二部商学科は、改正後の寄附行為第2条1号の規定にかかわらず平成8年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 11 この寄附行為の改正は文部大臣の認可の日（平成11年10月22日）から施行する。
（第2条第1項第1号に法学部消費情報環境法学科を追加）
- 12 この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成14年5月31日）から施行する。
- 13 この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成15年11月27日）から施行する。
（第4条第1項第1号に法務職研究科を追加。第7条第2項第3号に法務職研究科長を追加。第41条に第2項を追加。）
- 14 この寄附行為は、設置日である平成16年4月1日から施行する。
（第4条第1項第1号に大学院心理学研究科および心理学部心理学科を追加。）
- 15 この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成16年12月8日）から施行する。
（第7条第4項中に法務職研究科長を追加し、表記を副学長と学部長等に分離し、号数を順次繰り下げた。）
- 16 この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成17年3月31日）から施行する。
（私立学校法の一部を改正する法律等が平成17年4月1日から施行されること等に伴う改正）
- 17 この寄附行為は、設置日の日（平成18年4月1日）から施行する。
（経済学部国際経営学科を追加。）
- 18 この寄附行為は、平成19年4月1日から施行する。（法学部第二部法律学科の廃止）
- 19 この寄附行為は、平成20年4月1日から施行する。（社会学部第二部社会学科の廃止）
- 20 この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成20年9月22日）から施行する。（第3条第1項、第6条、第7条第2項第8号、第4項、第9条第2項、第19条第4項第1号、第24条第2項第3号、第4項、基督の表記をキリストにする。第6条キリスト信者を弾力化。第7条第2項第1号、学院長、学長を独立表記。第7条第4項第2号、但し書きを追加。第7条第3項、第8条第1項、第19条第4項第2号、号の記述を変更。第9条第3項、理事長の役割を追加。第9条第4項、新設。第10条、理事長が法人を代表。第19条第4項第1号、副学長のキリスト者条項を弾力化。第19条第5項、字句の変更。第20条第3項、学院長の役割を限定。第24条第2項第2号中の前身学校を含むを削除。）
- 21 この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成21年10月30日）から施行する。（第4条第1項第1号に心理学部教育発達学科を追加。）
- 22 この寄附行為は、設置日の日（平成23年4月1日）から施行する。（第4条第1項第1号に国際学部国際キャリア学科を追加。）
- 23 この寄附行為は、平成23年4月1日から施行する。（経済学部第二部経営学科の廃止に伴い、第4条第1項第1号から同学科を削除する。）
- 24 この寄附行為は、平成24年4月1日から施行する。（文学部第二部英文学科の廃止に伴い、第4条第1項第1号から同学科を削除する。）

- 25 この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成25年2月18日）から施行する。（テネシー明治学院の閉校に伴い第5条を削除する。）
- 26 この寄附行為は、平成25年3月22日から施行する。（文学部心理学科ならびに経済学部第二部経済学科の廃止に伴い、第4条第1項第1号から両学科を削除する。）
- 27 この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成25年9月30日）から施行する。（全体の条項に見出しを記載。第7条第5項、理事選出方法の明確化。第8条第3項、第28条第1項、第36条第2項および第3項、字句の修正。第9条、第9条の2、第9条の3、第9条の4、理事長・副理事長・総務担当理事・財務理事の規定整備。第14条、理事会開会回数の追加。第15条、理事会招集要件の変更と理事会活動の確保。第18条、理事会審議事項の明確化。第18条の2、理事会議事録の規定化。第19条第12項、文言の明確化。第20条、学院長の規定の明確化。第21条第1項、監事定数の弾力化。第22条第2項、第25条第2項、監事および評議員の再任および任期に関する条項整理。第27条第2項、適した位置に条項移動。第29条第1項、評議員会開会回数の追加。第31条第2項、議長の議決除外条項追加。第32条、諮問事項と議決事項の明確化。第35条第1項第1号～第5号、財産目録が別にあるため削除。第39条の2、第39条の3、第39条の4第1項、資産および会計に関する条項追加。第39条の4第2項、第32条第2項を適した位置に移動。第43条第1項第2号に評議員会議決事項を加えた。第45条に評議員会議決を加えた。第48条、文言を明確化。第49条、書類および帳簿備付けを追加。）
- 28 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成26年10月31日）から施行する。（第4条第1項第1号に「法と経営学研究科」を追加。）
- 29 この寄附行為は、平成29年4月1日から施行する。（第4条第1項第1号より「法務職研究科」を削除、第7条第2項第4号、第4項第3号より「法務職研究科長」を削除）
- 30 この寄附行為は、設置日の日（平成30年4月1日）から施行する。（第4条第1項第1号に法学部グローバル法学科を追加）
- 31 2020年3月16日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、2020年4月1日から施行する。（私立学校法改正に伴う変更）
- 32 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（2022年7月12日）から施行する。（第16条第2項および第30条第2項、電磁的方法を追加。第18条の2、理事会の開催の場所について括弧内を追加。）
- 33 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（2023年2月16日）から施行する。ただし、第49条は、2024年5月31日限り、その効力を失う。（役員、監事の任期に関する特例を定めた第49条の追加）